令和７年度 工事検査における主な指摘事項について

§Ⅰ.土木工事

１．施工管理に関すること

⑴ 工事実績情報サービス(CORINS：コリンズ)への登録

◦コリンズの登録（変更時含む）を期限内にしていない。

⑵ 施工計画書

◦標準的な施工方法を記載しており、現場に即した施工内容になっていない。
◦出来形、品質管理計画に管理方法の記述が不足している。
◦総合評価落札方式で技術提案した実施内容に関する記載がない。

⑶ 施工体制

◦工事現場に掲示が必要な標識類が不足している。または、標識類の内容が写真で確認できない。
〔必要とする標識類〕
①元請業者の建設業の許可票
②労災保険関係成立票
③施工体系図（下請がある場合）
④建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場標識
⑤緊急時連絡表（最寄りの病院までの経路図とセット、夜間の連絡先）
⑦再生資源利用（促進）計画書、確認結果表（対象工事の場合）
⑧作業主任者
◦下請契約した業者の施工体制台帳、契約書などの写しが提出されていない。
◦下請業者は市外業者であるが選定理由書が提出されていない。
◦施工体系図が、各契約した業者の施工分担関係が分かる系統図になっていない。
◦元請の作業員名簿※（元請が施工した場合）や下請契約した業者の作業員名簿が提出されていない。

⑷ 建設副産物

◦「建設廃棄物処理計画書」を提出していない。
◦建設廃棄物処理計画書に収集運搬業者および排出処分場※（処分業者）の許可証の写しを添付していない。
◦再生資源利用（促進）計画書、実施書の記載内容に誤りやもれがある。
◦建設リサイクル法対象工事および資源有効利用促進法に定められた工事として、工事着手前に再生資源利用（促進）計画書を提出していない。また、COBRIS システムで出力した「建設副産物情報交換システム工事登録確認書（計画）」をセットで提出していない。
◦コブリス・プラス対象工事で「土砂受領書」を提出していない。

⑸ 安全管理

◦安全訓練等の活動報告書を期限内に提出していない。

◦バックホウによる二次製品などの吊り込みの場合に必要なクレーン機能付を確認できる写真または資料がない。
◦ヘルメットを着用していない。夜間作業時に安全チョッキを着用していない。

⑹ 着工前測量及び成果

◦測量標（仮ＢＭ）の管理に必要な背景を入れた遠景写真と近景写真がない。

⑺ 段階確認

◦該当工種の段階確認の管理資料がない。

⑻ 写真の鮮明度

◦ピンボケほか黒板の字が読み難い。

⑼ 各種書類

◦契約図書に明示した第三者賠償責任保険および法定外の労災保険の加入が確認できる資料が提出されていない。または、証券などの写しを提出しているが、工事中に保険期間が失効している。
◦特記仕様書で求めた事前、事後（地下埋設物調査、上空調査、近接建物の影響調査、官民境界の確認など）の調査の報告書がない。
◦下請契約を行った場合に提出する本市暴力団排除条例関連の「誓約書（下請負人用）」の写しを提出していない。

⑽ 週休２日

◦４週８休を示す実施報告書においてガードマン伝票などと整合していない。

２．出来形管理に関すること

⑴ 出来高数量総括表の充実度

◦各種計画（工程、出来形、写真、段階確認）の提出をしていない。
◦出来高数量総括表が提出されていない。または、出来高数量総括表に不足がある。
◦出来形管理総括表において、実施する管理項目に不足がある。
◦設計値、実測値、設計値と実測値との差を測点ごとに一覧表示した「出来形管理図表」を提出していない。

⑵ 出来形管理（総括）表（図表含む）の充実度

◦出来形管理表や出来形展開図が現場実測数値と整合しない。

⑶ 出来形管理写真の充実度

◦一部の工種において、不可視部の写真が撮られていない。
◦各種工程における一連の施工状況が分かる写真が撮られていない。

⑷ 出来形測定への配慮

◦区画線工の出来形管理展開図に、テストピースの採取位置を記入していない。
◦舗装工の出来形管理展開図に、コアの採取位置を記入していない。
◦測点、測線、設計値、実測値などを出来形図に記入していない。または、正確に記入していない。

◦護岸工の出来形管理展開図に、B 試験の位置を記入していない。

３．品質管理に関すること

⑴ 品質管理

◦品質管理基準に定める試験項目等を記載した計画書が不足している。
◦使用材料の品質を把握するために、物理的・化学的試験又は測定を行った結果を一覧表示した「品質管理総括表」を提出していない。
◦コンクリート打設時において、スランプ、空気量などの測定がされていない。

⑵ 材料承認願

◦材料承認願において設計計上している承認図書が一部不足している。
◦鋼材の品質を証明するミルシートを提出していない。
◦材料承認願に市内購入資材不使用理由書が提出されていない。
◦石材・骨材等の新材の使用承認を受ける場合に必要な「岩石採取計画認可書」の写しを添付していない。

⑶ 各種試験成績

◦舗装や路盤材に使用した材料の基準密度、最大乾燥密度が材料承認を受けたものと一致しない。

４．各種工事に関すること

⑴ 土工

◦機械床掘後の不陸整正、基面整正の状況が確認できる写真がない。
◦残土の積込状況が適正なのが状況写真で確認できない。
◦埋戻工において、層厚の計尺写真、各層毎の締固め状況が確認できる写真がない。

⑵ 構造物取壊工

◦施工状況、対象物の取壊し寸法が確認できる写真がない。
◦アスファルト殻やコンクリート殻をダンプに積込む際、バックホウのバケットに収容できるサイズに小割しないまま積込みをしている。

⑶ 現場打コンクリート構造物

◦鉄筋組立後のピッチ、かぶり、重ね継手長が確認できる写真がない。
◦コンクリートの打設やバイブレーターの施工状況写真が撮られていない。
◦養生マットなどを用いた養生状況の写真が撮られていない。
◦目地、止水板、吸出防止材が適正に設置されていることが写真で確認できない。
◦コンクリートシュート高さ（1.5m 以下）が適切ではない。

⑷ ブロック積

◦基礎材・均しコンクリートが適切に施工されているのが写真で確認できない
◦基礎コンクリート（基礎ブロック）が良質で適正に施工されていることが写真で確認できない。

◦胴込・裏込コンクリートの打設や、バイブレーターの使用、養生状況が確認できる写真がない。
◦裏込材・中詰材が適正に施工されていることが写真で確認できない。
◦水抜き管に吸い出し防止等を取り付けているのが写真等で確認できない。
◦コンクリートブロック積工において、B 試験（注水試験）が実施されていない。
◦石積みに「芋目地」「四ツ目」「柳築き」など不適切な積み方が部分的にみられる。
◦根入れ埋戻しが適正に施工されていることが確認できない。

⑸ 張芝・筋芝工・柵工・積苗工

◦法面整形が適正に施工されているのが写真で確認できない。

⑹ アンカー工・ロックボルト工・鉄筋挿入工

◦差し筋アンカーなどの打ち込み（削孔）長が写真で確認できない。

⑺ コンクリート二次製品

◦基礎材や敷モルタル材が適正に施工されているか写真で確認でない。
◦均しコンクリートやインバートコンクリートの養生の施工状況が写真で確認できない。
◦製品設置後の埋戻し、締固めの施工状況が写真で確認できない。
◦ボルト連結タイプのコンクリート二次製品（擁壁、側溝など）の施工状況において、ボルト取付け、切欠穴のモルタル充填状況が確認できる写真がない。
◦製品同士に段差やぶれ等がある。また、溜桝等との未接着がある。
◦目地(ｴﾗｽﾀｲﾄ)や間詰め材のはみ出しや充填不足がある、目地部分からの水漏れがある。
◦製品に軽微なクラック、欠損などがある。グレーチングなどに軽微な金物のサビなどがある。

⑻ 舗装工

◦路盤の厚みや施工幅を確認できる写真がない。
◦路床・路盤の転圧が十分であることが施工写真で確認できない。
◦舗設が適正に行われているのが写真で確認できない。
◦アスファルト合材の温度管理（初転圧前、交通開放時）が確認できる写真がない。
◦舗装厚の管理が出来高管理図表および検測写真において抽出測点の照合ができない。
◦出来形管理コアの採取位置が分かる写真やコアせん断模様が確認できる写真がない。
◦アスファルト乳剤散布において、散布が不十分な箇所が見られる。または、舗装継目や構造物との接合面への塗布状況が写真で確認できない。
◦隅々まで丁寧に転圧されていない。隣接構造物に損傷等を与えている。
◦複数層の舗装施工において、打ち継ぎ目の位置をずらしていることが確認できない。
◦人孔蓋等がある場合、すり合わせが良くむらなく（凹凸なく）仕上げられていない。

⑼ 区画線工

◦塗料、ガラスビーズおよびプライマーの使用した数量が確認できる空袋、空缶の管理写真がない。
◦使用塗料の使用前の攪拌状況や加熱温度が確認できる写真がない。
◦区画線のテストピースが採取されていない。

⑽ 路床改良工

◦締固めが各層ごと適正に行われたのが写真で確認できない。

⑾ 道路安全施設・道路付属施設

◦各種施設を適切に施工していることが確認できる写真がない。

⑿ 鋼構造物（鋼橋含む）

◦鋼材の員数照合がミルシートなどで確認できない。
◦ボルトの締め付け確認ができない。
◦橋面防水が適切に施工されていることが確認できない。

⒀ 公園施設

◦植穴、埋戻しが適正であることが写真で確認できない

⒁ 機械・電気設備（水門、井堰、排水機場、照明等、下水道施設等）

◦品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が行われていることが資料で確認できない。
◦材料・部品・機器の品質や性能がミルシート、カタログおよび品質証明書等（現場照合を含む）で確認できない。
◦操作制御等の実動の機能が確認できない。
◦製品の機能、性能に関する資料が不足している。
◦総合運転の結果により、所定の能力が確認できない。

⒂ 上水道工事

◦仮設土留め工において、矢板の根入長がわかる写真がない。また、矢板間隔に隙間や支保工が適切に施工されているか写真で確認できない。
◦仕切弁、消火栓、止水栓などの弁栓室の基礎砕石の厚みや施工幅が写真で確認できない。
◦仮復旧が適切に実施されていることが写真で確認できない。
◦埋戻において、締固めが各層毎（20cm）で転圧している写真が確認できない。
◦切管部の加工・仕上げが適切に行われていることが確認できない。
◦管継手の接合が良好に行われていることが写真で確認できない。
◦割丁字取り出しおよびポリエチレン管布設の場合、水圧試験を実施していることが写真で確認できない。
◦給水管の接着や接合の状況が写真で確認できない。

⒃ 下水道工事（推進工、人孔）

◦土留め工において、矢板の根入長がわかる写真がない。また、土留め工が適切に施工されていない。
◦埋戻において、締固めが各層毎（20cm）で転圧している写真が確認できない。
◦塩ビ管の接合が適切に行われていることが写真で確認できない。
◦取付管の施工が適正に行われていることが確認できない。

⑰ 薬液注入工

◦注入量、圧力等の施工管理が適正であることが確認できない。

⑱ 暗渠排水工・湧水処理

◦排水管布設の施工で、埋め戻し状況の写真がない。